原著

精神看護学学習前の看護学生が精神障害者像を抱くきっかけ（原因）となった事象
ー 社会的事件を報じるマスメディアの分析をとおして ー

蘓原孝枝[1)]
[1)] 足利短期大学看護学科

要　旨

【目的】看護学生が精神障害者への負のイメージを抱くきっかけを、社会的事件を扱ったマスメディアの報道を分析することにより明らかにする。
【研究方法】全国朝刊紙に掲載されている「秋葉原無差別殺傷事件」に関する新聞記事を網羅的に収集し、記載されている記事数を計数し内容を検討する。また全国朝刊紙に掲載されている6テレビ局番組欄の「秋葉原無差別殺傷事件」に関する特集タイトルの1日における総合計を計数し内容を検討する。
【結果】新聞掲載記事では、記事掲載件数の最も多い6月でも、関連する用語が掲載されている件数は1件のみであり、内容は「精神鑑定」の実施に伴って、「精神疾患」の有無が刑事責任能力の判定にかかわるということであり、「精神障害者」という用語の記載はない。テレビ特集タイトルでは、「精神疾患」「精神障害者」という用語は１件も使われておらず、明らかになった情報がわかるようなタイトルである。
【結論】新聞掲載記事やテレビ特集タイトルでは、学生の精神障害者に対する負のイメージを抱かせるような内容の記載はない。しかしテレビでの報道件数や視聴覚への刺激、さらに人を介しての価値観の伝播等から、精神障害者への負のイメージ形成の可能性は高い。
キーワード
社会的事件、マスメディア、精神障害者、精神疾患、負のイメージ

Ⅰ. 緒言

近年、社会的事件として見ず知らずの人間を対象にした無差別殺傷事件がマスメディアを通じて報じられることが多くなった。その際、必ず伝えられる事項に精神科既往歴等の精神疾患との関連がある。これは裁判において事件当時の被告人の精神状態が、刑事責任能力を決める焦点となるためである。実際に1964年4月に起きた「ライシャワー事件」のように精神障害者が起こした事件もあり、その都度、精神疾患や精神障害者に関連する法律や処遇を改正・改善するなどの社会的対策もなされてきている。

しかし、日本においての精神障害者に対する偏見等は根強く、無差別殺傷事件の内容と共に、刑事責任能力を確認するために精神鑑定を実施することを報じることによって、精神疾患を有しているか不明であっても、精神障害者に対する偏見等はより強くなる可能性が高い。過去に発生した「附属池田小事件（2001年6月）」や「マツダ本社工場連続殺傷事件（2010年6月）」でも被告の精神鑑定によって刑事責任能力があると認められ、「附属池田小事件」では死刑執行、「マツダ本社工場連続殺傷事件」では無期懲役の判決が下された。しかしこの結果をどれほどの人が知り記憶しているだろうか。マスメディアからの情報は、時間の経過とともに同じ事件を報

じることは減少し、実際の判決が出されるときには、人々の関心は違う事件に向いていることも多く、本当に精神障害者が起こした事件なのかも、うやむやのまま忘れ去られることがあるように思う。

筆者は日頃看護学生との会話の中で、精神障害者に対する負のイメージをもっていると感じることが多々あった。確認するとほとんどの学生が精神障害者と接した経験がないにもかかわらず負のイメージをもっているのである。負のイメージは将来看護師として勤務するうえで、患者と接する際に悪影響をもたらすことは当然予測される。そのため看護教育においては、教育以前に負のイメージをもっている場合ともっていない場合ではスタートラインから違うため、負のイメージを払拭するために授業内容の変更や追加をする必要がある。このことから現状を知るために予備調査として、精神看護学学習前の看護課程1年次学生（以下、看護学生という）を対象に、精神障害者に対するイメージを調査したところ、「怖い」「危害を加えられそう」等の負のイメージをもっている学生が多くいることがわかった。またその理由として、7割以上の学生が「新聞やテレビでのニュース」と回答しており、学生のもつ負のイメージと社会的事件を報道するマスメディアとの関連も窺えた。

2008年6月に発生した「秋葉原無差別殺傷事件」は、個人が起こした無差別殺傷事件としては死傷者数やその手口等から最悪な事件といえ、休日の白昼に歩行者天国を犯行現場とした凄惨な事件である。そのため多くの人が目撃し、マスメディアも大きく取り上げ報道した、いまだ記憶に新しい事件である。看護学生は事件当時には中学生であり事件を理解できる年齢になっている。しかしこの年齢の頃は、良いことであれ悪いことであれ周囲の大人の価値観等の影響を受けやすく、社会的事件の報道を通じて精神障害者への負のイメージ形成の一因となっている可能性がある。また先述したように休日の昼間に起こった大事件であることから、ニュースや事件に関心が薄い生徒でも事件について見聞きし記憶に残っている可能性が高いと考え、この事件を調査対象とした。

「秋葉原無差別殺傷事件」に関する現在までの先行研究では、社会的事件を起こした容疑者の心理面や背景等に焦点を当てて報告しているもの[1)2)3)4)5)6)]が多く、それ以外では、高校卒業後に会社勤めになじめない生徒に対しての進路教育の必要性を説いているもの[7)]やニュース伝播の方法としてテレビが主となっていることが報告されている[8)]。しかし現在までマスメディアの報道と精神障害者へのイメージの関連に焦点を当てている研究は行われていない。

そのため、看護学生の理由としてあげている「新聞やテレビでのニュース」であるマスメディアが、社会的事件である「秋葉原無差別殺傷事件」についてどのように報道しているのか、精神障害者に対して何らかのイメージを抱くような内容があるのか等を調査することで、精神障害者像を抱くにあたってのマスメディアからの影響を把握し今後の看護教育への示唆としたい。

＊予備調査の概要

対象は短期大学看護学科3年課程1年次に在籍し研究協力を承諾した47名であり、調査方法は質問紙調査である。調査時期は精神看護学学習前である精神看護学概論の第1回目授業前に行った。調査目的は、精神障害者に対するイメージとそのイメージがついた原因を明らかにすることである。質問は3項目の多肢選択と1項目の自由記述である。自由記述において「無差別の殺人事件が起きると精神鑑定をするというのを耳にするので、精神障害者が起こすのかと思って怖いイメージがある」というものがあったため、社会的事件においては「精神障害者」「精神疾患」「精神鑑定」がキーワードとも考えられる。

Ⅱ．「秋葉原無差別殺傷事件」の概要

1．事件概要

2008年（平成20年）6月8日(日)12時30分過ぎ、東京都千代田区外神田四丁目の神田明神通りと中央通りが交わる交差点で、元自動車工場派遣社員である加藤智大（かとう ともひろ、当時25歳）の運転するトラックが赤信号を無視して突入、青信号を横断中の歩行者5人をはねとばした。このトラックは交差点を過ぎて対向車線で信号待ちをしていたタクシーと接触して停車。その後加藤は車を降り、道路に倒れこむ被害者の救護にかけつけた通行人・警察官ら14人を、所持していた両刃のダガーで立て続けに殺傷した。さらに周囲の通行人を次々に刺して逃走したが、警察官によって取り押さえられ、現行犯逮捕にて身柄を拘束された。最終的に7人が死亡、10人が重軽傷を負った。

2．起訴および裁判

3ヶ月にわたる精神鑑定の結果「完全な責任能力あり」との鑑定結果が出されたことから、東京地方検察庁は10月10日に殺人、殺人未遂、公務執行妨害、銃刀法違反で起訴し、2011年（平成23年）1月25日、

東京地方裁判所で行なわれた第28回公判の論告求刑で、検察は加藤に対して死刑を求刑し、同年3月24日に被告人に対して求刑通り死刑が言い渡された。2012年（平成24年）6月、被告人の控訴により東京高等裁判所で第一回控訴審が開かれ、減刑を主張したが、2012年9月12日東京高等裁判所は第一審の死刑判決を支持し、被告人の控訴を棄却した。同年9月25日に被告人には精神障害の疑いがあるとして最高裁判所へ上告したが、上告審の日程は2013年10月現在も未定である。

Ⅲ. 研究目的

看護学生が精神障害者への負のイメージを抱くきっかけを、社会的事件を扱ったマスメディアの報道を分析することにより明らかにする。

Ⅳ. 研究方法

本研究におけるマスメディアの定義は、「情報の発信者が新聞やテレビ等の媒体を使用して、目的をもって不特定多数の人に情報を伝えること」とする。使用される媒体としては、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等があるが、本研究においては誌上メディアとして新聞を対象とし、映像メディアとしてテレビを対象とした。これらを対象とした理由は、看護学生の精神障害者に対する負のイメージをもつ理由の上位に「新聞やテレビでのニュース」をあげているからである。

しかし調査対象とした事件が発生から5年以上が経過していることから、新聞では全文が確認できたが、テレビにおいては映像自体で確認することが難しく、今回はテレビ番組欄を検索するという方法になりテレビ番組の映像内容そのものではない。このことから今回の研究で言えることは、テレビという映像メディアの部分的なものでしかなく、研究に限界があることを先に述べておきたい。

1. 対象および方法

1）誌上メディアは、事件の発生した2008年6月8日後（6月9日は新聞休刊日のため10日より調査開始）から2008年12月31日までで、日本三大新聞である「朝日」、「読売」、「毎日」の全国朝刊紙に掲載されている「秋葉原無差別殺傷事件」に関する記事を網羅的に収集したもの。

分析方法は、新聞記事に記載されている「精神鑑定」「精神疾患」「精神障害者」という用語の入った記事数を計数し内容を検討する。

2）映像メディアは、事件の発生した2008年6月8日後（6月9日は新聞休刊日のため10日より調査開始）から6月31日までで、朝刊紙に掲載されている6テレビ局（NHK総合、日本、TBS、フジ、朝日、東京）番組欄の「秋葉原無差別殺傷事件」に関する特集タイトル。

分析方法は、テレビ番組欄の特集が組まれて報道された番組件数の1日における総合計を計数する。またその特集タイトルの「精神鑑定」「精神疾患」「精神障害者」という用語の有無と内容を検討する。

Ⅴ. 結果

1. 新聞掲載記事(以下、新聞記事という)について

どの新聞記事も8月、9月、11月、12月の記事掲載はない。

1）朝日新聞記事

表1　朝日新聞記事掲載結果

月	記事掲載日数・件数	「精神鑑定」	「精神疾患」	「精神障害者」
6	15日間44件	1件	0件	0件
7	6日間9件	2件	0件	0件
8	0日間0件	0件	0件	0件
9	0日間0件	0件	0件	0件
10	2日間4件	0件	1件	0件
11	0日間0件	0件	0件	0件
12	0日間0件	0件	0件	0件

6月の記事掲載日数は15日間（10日、11日、12日、13日、14日、15日、16日、17日、18日、20日、21日、22日、23日、24日、27日）で記事掲載件数は44件あったが（表1）、「精神鑑定」という用語が記載されているのは11日のみにあり、「精神疾患」「精神障害者」という用語が記載されているものはなかった。以下、11日に掲載された記事内容を一部抜粋する。

「精神鑑定を検討

東京地検は、加藤容疑者について、刑事責任能力を確認するため精神鑑定する方向で検討している。

精神鑑定では、事件当時の心理状態などを本格的に調べる本鑑定が実施される見通しだ。その場合、地検が東京地裁に鑑定留置を請求し、認められれば加藤容疑者の勾留はいったん停止され、本鑑定を実施するために医療施設などに移される。」

7月の記事掲載日数は6日間(8日、9日、10日、11日、12日、13日）で記事掲載件数は9件あったが、「精

神鑑定」という用語が記載されているのは8日、12日にあり、「精神疾患」「精神障害者」という用語が記載されているものはなかった。以下、8日に掲載された記事内容を一部抜粋する。

「加藤容疑者を精神鑑定へ　秋葉原殺傷　責任能力の確認目的

東京・秋葉原で通行人ら17人が死傷した無差別殺傷事件で、東京地検は7日、殺人容疑で再逮捕された元派遣社員加藤智大(25)容疑者を精神鑑定するため、東京地裁に鑑定留置を請求し、認められた。留置期間は10月6日までの3ヵ月間。

東京地検によると、加藤容疑者が犯人であることに疑いはないが、起訴された場合に公判で最大の争点として想定される刑事責任能力を確認するのが目的。公判の迅速化や事案の重大性を考慮して、起訴前の本鑑定を実施することになった。

事件当時の心理状態や成育状況などを本格的に調べる鑑定中は、加藤容疑者の勾留はいったん停止される。」

10月の記事掲載日数は2日間（9日、11日）で記事掲載件数は4件あったが、「精神疾患」という用語が記載されているのは11日のみであり、「精神鑑定」「精神障害者」という用語が記載されているものはなかった。以下、11日に掲載された記事内容を一部抜粋する。

「「サイト無視された」　秋葉原殺傷　加藤容疑者起訴

東京・秋葉原で通行人ら17人が死傷した無差別殺傷事件で、東京地検は10日、元派遣社員加藤智大容疑者(26)を殺人、殺人未遂、公務執行妨害、銃刀法違反（所持）の罪で起訴した、と発表した。

東京地検で事件を担当した検事が、加藤容疑者の犯行動機について説明。生きがいのなさを感じ、周囲からの孤独感を深めていた時に、「そのはけ口だった携帯電話のサイトへの書き込みを無視されたことへの不満が怒りとなって犯行に及んだ」と指摘した。

また、東京地検の渡辺恵一・次席検事は、犯行当時と現段階で加藤容疑者が精神疾患ではなかったと診断されたと説明し、「鑑定医の判断および捜査で得られた証拠に照らし、責任能力があると判断した」と述べた。地検は同日、遺族や重傷を負った被害者に対し、起訴した内容などを伝えた。(後略)」

2）読売新聞記事

表2　読売新聞記事掲載結果

月	記事掲載日数・件数	「精神鑑定」	「精神疾患」	「精神障害者」
6	14日間37件	0件	0件	0件
7	1日間1件	1件	1件	0件
8	0日間0件	0件	0件	0件
9	0日間0件	0件	0件	0件
10	2日間5件	1件	1件	0件
11	0日間0件	0件	0件	0件
12	0日間0件	0件	0件	0件

6月の記事掲載日数は14日間（10日、11日、12日、13日、14日、16日、17日、18日、20日、21日、26日、27日、28日、29日）で記事掲載件数は37件あったが（表2）、「精神鑑定」「精神疾患」「精神障害者」という用語が記載されているものはなかった。

7月の記事掲載日数は1日（8日）のみで記事掲載件数は1件であり（図1）、「精神鑑定」「精神疾患」という用語は記載されているが、「精神障害者」という用語は記載されていなかった。以下、8日に掲載された記事内容を抜粋する。

「秋葉原殺傷　加藤容疑者　鑑定留置　3か月　地検、責任能力確認へ

17人が死傷した東京・秋葉原での無差別殺傷事件で、東京地検は7日、殺人容疑で再逮捕された派遣社員加藤智大容疑者(25)について、犯行時の精神状態を調べるための鑑定留置を東京地裁に請求し、認められた。留置期間は10月6日までの3か月間。

起訴前の精神鑑定は通常、犯行前後の言動に不審な点があったり、精神科への通院歴があったりする場合、刑事責任能力の有無を調べるために行われる。これまでの調べで、加藤容疑者は逮捕直後に「自分は精神病だ」と供述したこともあったが、その後の取り調べには淡々と応じており、精神疾患をうたがわせるような事実はないという。

犯行も計画的に行われており、同地検では責任能力に問題はないとみているが、公判で争点になる可能性が高いとみられることから、起訴前に、専門家に依頼して正式な精神鑑定を行う必要があると判断した。公判の迅速化をはかる狙いもあるとみられる。（後略）」

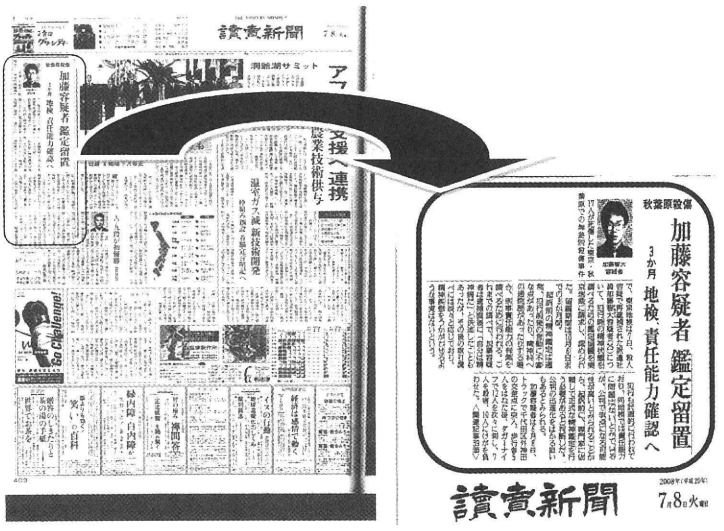

図1　読売新聞（総合一面）７月８日掲載記事

10月の記事掲載日数は2日間（11日、15日）で記事掲載件数は5件あったが、「精神鑑定」「精神疾患」という用語が記載されているのは11日のみであり、「精神障害者」という用語が記載されているものはなかった。以下、11日に掲載された記事内容を一部抜粋する。

「秋葉原無差別殺傷　加藤容疑者を起訴　東京地検　責任能力認める

7人が死亡、10人が負傷した今年6月の東京・秋葉原での無差別殺傷事件で、東京地検は10日、元派遣社員・加藤智大容疑者(26)を殺人や殺人未遂、公務執行妨害などの罪で東京地裁に起訴した。同地検は3か月間の精神鑑定で、加藤容疑者は事件当時も現時点でも、精神疾患や人格障害でないことが確認できたとして、完全な責任能力があったと判断。動機は、携帯サイトの掲示板で自分の書き込みを無視され、不満や怒りを募らせたことだったとみている。今後の裁判は公判前整理手続きが適用され、速いペースで進むとみられる。」

3）毎日新聞記事

表3　毎日新聞記事掲載結果

月	記事掲載日数・件数	「精神鑑定」	「精神疾患」	「精神障害者」
6	16日間50件	1件	0件	0件
7	2日間6件	1件	0件	0件
8	0日間0件	0件	0件	0件
9	0日間0件	0件	0件	0件
10	1日間2件	1件	1件	0件
11	0日間0件	0件	0件	0件
12	0日間0件	0件	0件	0件

6月の記事掲載日数は16日間（10日、11日、12日、13日、14日、15日、16日、17日、18日、19日、20日、21日、23日、24日、25日、26日）で記事掲載件数は50件あったが（表3）、「精神鑑定」という用語が記載されているのは21日のみであり、「精神疾患」「精神障害者」という用語が記載されているものはなかった。以下、21日に掲載された記事内容を一部抜粋する。

「秋葉原殺傷「ネットで存在感誇示」　加藤容疑者　殺人容疑で再逮捕

東京・秋葉原の17人殺傷事件で、逮捕された派遣社員、加藤智大容疑者(25)＝静岡県裾野市＝が警視庁万世橋署捜査本部の調べに対し「現実でもネットでも孤独だった。ネットで無視され、ネットの世界の住人に自分の存在を気づかせるため、大きな事件を起こそうと考えた」と供述していることが分かった。捜査本部は20日、東京芸大4年、武藤舞さん(21)ら7人を殺害した殺人容疑で加藤容疑者を再逮捕した。また東京地検は加藤容疑者の精神鑑定を実施するため、来月上旬にも東京地裁に鑑定留置を請求する方針を固めた。（後略)」

7月の記事掲載日数は2日間（8日、28日）で記事掲載件数は6件あったが、「精神鑑定」という用語が記載されているのは8日のみであり、「精神疾患」「精神障害者」という用語が記載されているものはなかった。以下、8日に掲載された記事内容を一部抜粋する。

「容疑者鑑定留置　東京地裁認める

東京地検は7日、殺人容疑で再逮捕された派

遣社員、加藤智大容疑者(25)の鑑定留置を東京地裁に請求し認められた。期間は10月6日までの3カ月間。容疑者に対する取り調べはいったん停止され、専門医が事件当時の精神状態などを調べる。

地検は、①凶器を事前購入したり、ネット掲示板に事件の予告や準備状況を書き込むなど計画性が高い②事件前後の状況についておおむね矛盾のない供述をしている－ことなどから、加藤容疑者の責任能力に問題はないと判断している。

一方で公判では責任能力の有無が最大の争点になると予想されることや、無差別に多数の通行人を襲うという事件の重大性も考慮し、殺人罪での起訴前に本格的な精神鑑定を実施し、事件当時の精神状態や成育歴などについて詳しく調べる必要があると判断した。」

10月の記事掲載日数は1日（11日）のみで記事掲載件数は2件であり、「精神鑑定」「精神疾患」という用語は記載されているが、「精神障害者」という用語が記載されているものはなかった。以下、11日に掲載された記事内容を一部抜粋する。

「秋葉原殺傷「刑事責任問える」　加藤容疑者を起訴

東京・秋葉原の17人殺傷事件で、東京地検は10日、元派遣社員、加藤智大容疑者(26)を殺人や殺人未遂などの罪で起訴した。約3カ月間実施した精神鑑定結果から、刑事責任を問える判断。公判では責任能力の有無が最大の争点になりそうだ。

鑑定医が事件当時や現在の精神状態、成育歴などを調べた結果、統合失調症などの精神疾患や人格障害はなかった。また▽ナイフ購入やトラック予約など準備を計画的にしていた▽事件前後の状況説明に矛盾がない－ことから、地検は心神喪失や心身耗弱ではなかったと結論付けた。

捜査を担当した主任検事らによると、加藤被告は生きがいを見いだせず、周囲からの孤独感を募らせていた。唯一のはけ口だった携帯電話サイトの掲示板への書き込みを無視されたことで不満を爆発させ、実行に及んだとみられる。現在は、遺族や被害者、自分の両親への謝罪や反省を口にしているという。

地検は10日、遺族や被害者に加藤被告を起訴したことを伝えた。」

2．テレビ番組欄の特集タイトルについて

表4　特集が組まれて報道された番組件数の1日における総合計

放送日 6月	10日（火）	11日（水）	12日（木）	13日（金）	14日（土）	15日（日）	16日（月）	17日（火）	18日（水）	19日（木）	20日（金）
番組件数	22件	15件	14件	13件	6件	5件	6件	1件	0件	1件	2件
放送日 6月	21日（土）	22日（日）	23日（月）	24日（火）	25日（水）	26日（木）	27日（金）	28日（土）	29日（日）	30日（月）	
番組件数	1件	1件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	

結果としては、特集が組まれて報道された1日の番組件数の総合計は、6月10日が最も多く22件であり、11日は15件、12日は14件、13日は13件とその後、日を追うごとに減少し、事件後9日目である17日以降は2件から0件である（表4）。また特集タイトルも日を追うごとに短くなっている。6月10日と11日は、朝や昼のワイドショー、夕方や夜のニュース番組等に特集タイトルがみられていたが、日を追うごとに夜のニュース番組ついで夕方のニュース番組からタイトルがなくなっている。調査期間中の最後まで特集タイトルがあったのは、朝のワイドショーであった。また、NHKテレビは他局に比べて事件発生当初から特集タイトルは少ないが、他局にみられなくなった事件後12日目に、2番組に特集タイトルをつけ特集を組んでいる。

「精神鑑定」「精神疾患」「精神障害者」という用語は、どの日付の、どのテレビ局の特集タイトルにも使われていない。以下、日付ごとに特集タイトルを抜粋する。

6月10日(火)（図2）

「秋葉原通り魔・犯行への軌跡男の心に何が」（NHKテレビ、おはよう日本）　「独占撮影秋葉原殺傷の一部始終①サイトに殺人を予告　容疑者の素顔②親同士が成績競った少年時代③海外メディアも報じたアキバ惨劇」(日本テレビ、スッキリ!!)　「なぜ秋葉原？総力取材容疑者静岡から東京へ携帯サイトに書き込みしながら移動か死者7人重軽傷10人」（TBSテレビ、みのもんた朝ズバ！）　「17人殺傷①携帯サイトに克明な犯行予告…25歳通り魔の極限心理②友人2人目前で…生存者が語る惨状」（フジテレビ、とくダネ!）　「秋葉原無差別殺傷事件①携帯サイトで予告…25歳男卑屈な動機②名門高校入学で急変・少年期心の闇」（テレビ朝日、スクランブル）

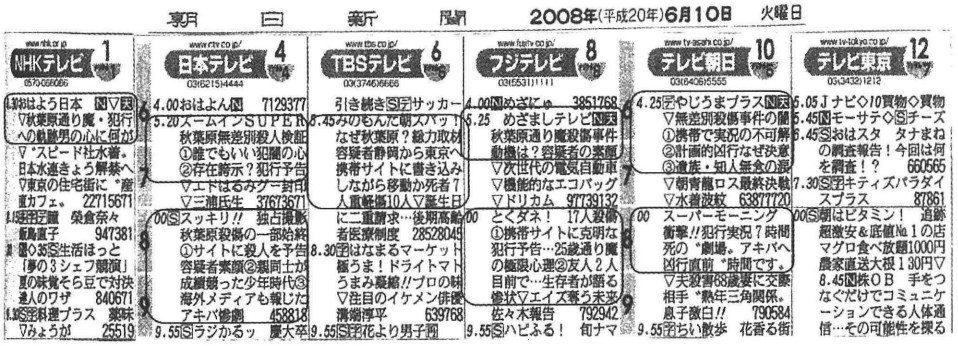

図2　6月10日のテレビ番組欄より一部抜粋したもの

6月11日（水）

「秋葉原無差別殺傷事件なぜ防げない犯行予告動機は…彼女いない？」（日本テレビ、ズームインＳＵＰＥＲ）　「秋葉原・連続殺傷事件①容疑者父会見②防げなかったのか？予告された犯行③徹底分析5分間の凶行、見えてくる容疑者の凶悪さとは」（TBSテレビ、みのもんた朝ズバ!）　「17人殺傷①挫折と暴力が…25歳容疑者の父語る凶行の予兆②ナイフ購入直後冗舌に…タクシー内で異常会話」（フジテレビ、とくダネ!）「緊急会見・通り魔事件父謝罪…泣き崩れる母」（テレビ朝日、スーパーモーニング）

6月12日（木）

「携帯サイトを全分析…心理の矛盾」（日本テレビ、情報ライブミヤネ屋）　「救助せずに被害者を撮影アキバの非常識に怒り容疑者の“逆恨み”原点」（TBSテレビ、ピンポン！）「“覚えてない”殺傷男告別式…悲しみの祈り」（フジテレビ、スーパーニュース）　「“彼女いない”が元凶通り魔男の劣等感地獄」（テレビ朝日、スーパーモーニング）　「秋葉原に涙犠牲者に最後のお別れ」（テレビ東京、速ホゥ）

6月13日（金）

「“負け組ブサイク”秋葉原殺傷反響FAX続々」（日本テレビ、スッキリ!!）　「秋葉原ホコ天中止へ…予告殺人防ぐには？」（TBSテレビ、ピンポン！）　「17人殺傷①あいつ返せ…凶行の現場で親友が無絶叫②絶望感に格差と孤立容疑者25年の転落軌跡同世代は③ネット犯罪子供防衛術」（フジテレビ、とくダネ!）「周到な準備？防犯カメラ激撮凶行直前の加藤容疑者衝撃行動」（テレビ朝日、スクランブル）

6月14日（土）

「秋葉原…絶えぬ献花広がる波紋」（日本テレビ、ズームイン!!サタデー）　「失業に失恋？殺傷男がアキバに向かった訳」（TBSテレビ、ブロードキャスター）　「秋葉原前日に怪質問」（フジテレビ、めざましどようび）　「無差別殺傷失恋？犯行前に下見？逆恨み男の執念と劣等感」（テレビ朝日、サタスク）

6月16日（月）

「秋葉原凶行現場は今」（NHKテレビ、おはよう日本）　「秋葉原事件から1週間衝撃新事実」（TBSテレビ、2時っチャオ!）　「無差別殺傷から1週間アキバ激変」（テレビ朝日、Ｊチャンネル）

6月20日（金）

「秋葉原通り魔事件で加藤容疑者を再逮捕へ」（NHKテレビ、ニュースウオッチ9）　「「追跡・秋葉原通り魔事件」元同僚が語る犯人の素顔」（NHKテレビ、NHKスペシャル）

6月27日（金）

「生存者初告白秋葉原殺傷」（フジテレビ、とくダネ!）

6月29日（日）

「初激白秋葉原殺傷の生存者」（日本テレビ、ザ・サンデー）

Ⅵ. 考察

本研究では、看護学生が精神障害者への負のイメージを抱くきっかけを、社会的事件を報じるマスメディアの分析をとおして明らかにすることを目的に調査を行った。今回対象とした社会的事件である「秋葉原無差別殺傷事件」発生日の翌日が新聞休刊日であったことから、調査開始となったのは事件発生2日目の10日からであるが、事件発生が日曜の昼であったことや殺害方法が凄惨であった等のことから、各テレビ局では事件直後から特集番組に内容変更し、初期報道を開始している。新聞休刊日でなければ9日の新聞記事やテレビ番組の報道件数が最も多かった

であろうことは言うまでもない。

結果として、新聞記事については、どの新聞の記事も「精神鑑定」「精神疾患」「精神障害者」という用語が掲載されている件数は少なく、最も記事掲載の多い6月（毎日新聞では50件）でさえ、1件から0件であった。記事内容としては、概ね「精神鑑定」の実施に伴って、「精神疾患」の有無が刑事責任能力の判定にかかわるという事実のみを記載している。また「精神障害者」という用語はどの新聞記事にも記載されておらず、新聞記事を読んだだけでは、看護学生の精神障害者に対する負のイメージを抱かせるような内容とは考えにくい。

次にテレビ番組欄の特集タイトルについての結果は、1日における番組件数の総合計が最も多かったのは、10日の22件であり、その後は日を追うごとに減少し、特集タイトルも短くなっている。どのテレビ局の特集タイトルにおいても、「精神鑑定」「精神疾患」「精神障害者」という用語は使用されていない。「心の闇」や「凶悪さ」というような恐怖心につながるような用語は使われているが、日々明らかとなった情報がわかるようなタイトルである。このことからテレビ特集タイトルからは、看護学生の精神障害者に対する負のイメージを抱かせるような内容とは考えにくい。しかし研究方法でも述べたように、今回の調査方法はテレビ番組欄特集タイトルの計数や内容の検討といったものであり、映像内容の吟味ではない。テレビ番組欄では番組の主となる内容はわかっても、実際の映像がどのようであったかまではわからず、映像メディアというよりも誌上メディアに近いのかもしれない。このことが今回の研究の限界であり、今後研究を行うにあたっての課題である。

今回の調査で得られた新聞記事やテレビ特集タイトルからは、精神障害者に対する負のイメージを抱かせるような内容の記載はないという結果であったにもかかわらず、看護学生の負のイメージの理由になぜ「新聞やテレビでのニュース」があがったのであろうか。

川浦は、大学生を対象に「秋葉原無差別殺傷事件」のニュース伝播に関して調査を行っている[8]。その中で、事件情報の「入手手段に関する回答を多い順に見ていくと、テレビ受像機53.2%、携帯電話23.7%、対面15.5%と、携帯電話で第一報を知った人が対面を上回る。これらの結果は、事件発生が日曜の昼で自宅にいた人が65.3%もいたことが関係していよう。」と述べている。この調査は大学生を対象にしているが、予備調査で回答した看護学生は事件当時中学生であったことを考えると、これらの結果よりも携帯電話からの割合は減少し、さらにテレビの割合が高くなるとも考えられる。また「回答者のマスメディア接触状況では、テレビニュースを「ほとんど見ない」人は5.1%にとどまるのに対し、新聞を「ほとんど読まない」人が39.5%を占める。」と述べており、大学生の新聞離れを指摘している。このことを鑑みるならば、事件当時中学生であった看護学生も新聞を読んでいない可能性は否定できず、またテレビから情報を得る可能性がより高いと言えるのではないだろうか。

新聞記事から得る情報とテレビから得る情報の違いは何であろうか。新聞記事から得る情報は、記者が書いた記事を読み手である読者が文字を通して理解し、読者なりに解釈をする。特に社会的事件の場合では、新聞記事内容も取材によって得られた情報を事実に沿って書かれており、特に今回調査した「精神鑑定」「精神疾患」「精神障害者」という用語が掲載されていた紙面は、社会・総合一面であることからも、記者の価値観や考えに左右されることは少ないように思われる。ただし、朝刊紙のみの購読であるならば、朝刊紙発行後に新たな情報が明らかとなっても、翌朝までその情報が購読者に伝えられることはない。

ではテレビから得る情報はどうであろうか。今回調査した特集タイトルは、番組内容の主たるものを文字化したに過ぎず、何度もくり返すが映像内容全てではない。社会的事件発生の際にテレビは、番組内容を変更して事件に関連した特集番組を報道するが、それ以外にも定刻のニュース番組においても報道していることが考えられる（表5）。これらを合わせた事件に関連した番組件数は相当数であるといえ、どのテレビ局を視聴していたとしても事件関連の情報が視覚・聴覚から入ってくると考えられる。たとえ、何かをしている「～しながら」のような状況であっても、聴覚を通じてテレビからの情報は得ることができるのである。このようにテレビにおいては、事件当時の凄惨な映像を始めとして、徐々に明らかとなる情報が視聴覚を通じて、リアルタイムに報道できるのである。

表5　1日において定刻に報道されたニュース番組件数

報道テレビ局	NHK総合	日本	TBS	フジ	朝日	東京
ニュース件数	16件	5件	6件	7件	5件	6件
1日の合計件数	45件					

しかし、情報をリアルタイムに得られることはテレビの長所とも言えるが、繰り返し流される凄惨で生々しい映像や、現場に居合わせた目撃者からの衝撃的な状況等の告白は、視聴者の恐怖心をあおるものでもあろう。さらに特集タイトルには使用されていなくても、緒言にも述べた精神科既往歴等の精神疾患との関連が精神鑑定の実施とともに報道されれば、常識を逸脱した殺害方法や凄惨で生々しい映像等による負の相乗効果とあいまって、精神障害者に対する負のイメージ形成につながるとも考えられる。

さらにテレビが新聞記事と大きく異なるのは、視聴者との間に必ず人を介していることであろう。毎日の定刻ニュース番組においてはアナウンサーが、新聞記事と同じように明らかになった事実をそのまま視聴者に伝えるであろうが、特集番組ではどうであろうか。特集番組を進行する司会者が、有識者といわれる論者数人と明らかになった情報をもとに議論している映像を見ることが多々ある。

蘓原は「高等学校教科書における精神障害者の記述」の中で、「しかし教科書は授業を行うにあたっての教材にすぎず、授業を行う教員の精神的疾患や精神障害者に対する理解や考え方、価値観によって生徒に伝える内容が大きく変化するものと考える。教員が精神的疾患や精神障害者への差別や偏見に対し改善の必要を考えているならば、生徒にも熱心に伝えようとするであろうし、また教員自身に差別や偏見があるならば、その思いは生徒に伝わってしまうであろう。（中略）これら大人から受けた精神障害者に対する偏見を含めた負の感情が、高等学校までの生活の中で、生徒に培われた価値観として根差しているものと考える。そう考えるならば、精神障害者に対する負の感情は教科書の文字によるものではなく、大人や社会から子供へと伝わる負の連鎖であろう。」と述べている[9]。

この内容をテレビに置き換えるならば、その時の司会者や論者の考えには、日頃からの精神疾患や精神障害者に対するとらえ方、価値観が大きく関与していると推測できる。事件情報を伝えると同時に、情報を伝える側である人の日頃からの精神障害者に対するとらえ方や価値観が言葉等を介して伝えられ、情報の受け手である視聴者に影響を及ぼしているとも考えられる。特に社会体験に乏しい当時の看護学生は、若さゆえに良いことであれ悪いことであれ、伝えられた内容を自らの考えの中に取り込むことができる柔軟性をもっている。

いまだ残っている精神疾患や精神障害者に対する偏見は、次世代を担う学生たちによって受け継がれている負の連鎖であろう。そう考えるならば、看護学生がもつ精神障害者に対する負のイメージは、過多ともいえるテレビ報道件数とその時に映し出される様々な視聴覚を刺激する報道内容、さらには情報を伝える人を介しての考えや価値観等の伝播から歪んで形成される可能性が高いと言えるのではないだろうか。

Ⅶ. 結語

2004年に厚生労働省が出した精神的健康に関する普及啓発活動「こころのバリアフリー宣言～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針」からもうすぐ10年が経とうとしている。今回、看護学生の精神障害者に対する負のイメージの一因である、社会的事件を報じるマスメディアに焦点をあてて調査した。負のイメージ形成は、新聞記事よりもテレビの影響が大きいという現状を考えるならば、精神障害者に対する大人が持つ考えや価値観等からくる負の連鎖とも考えられる。長年にわたって培われてきた精神障害者に対する国民全体の意識改革が、早急に必要であろう。そして何より、この研究をもとにマスメディアからの影響が把握できたため、精神障害者に対する負のイメージ払拭ができる授業内容を検討していきたいと考える。

文献

1）宮岡時雄（2008）：秋葉原無差別殺傷事件、SEXUALITY、37、p88－91.

2) 福音と社会編集（2008）：特集　事例研究・秋葉原無差別殺傷事件(1)犯行の事前阻止と模倣犯多発を防ぐ決め手はあるかー加藤容疑者の心理と動機を携帯上の全独白に探る、福音と社会、47(5)、p14－19.

3) 福音と社会編集（2008）：特集　事例研究・秋葉原無差別殺傷事件(2)携帯掲示板にぶちまけるという劣等感・孤独・欲求不満の吐き出し方(1)事件容疑者の心理と動機を掲示板サイトで考える、福音と社会、47(6)、p66－79.

4）福音と社会編集（2009）：特集　事例研究・秋葉原無差別殺傷事件(3)、福音と社会、48(2)、p17－37.

5）若江雅子（2008）：秋葉原無差別殺傷事件は何を問うのか　もう一つの舞台となったネット、新

聞研究、(686)、p23－26.
6）佐々木俊尚（2008）：秋葉原無差別殺傷事件は何を問うのか　報道とやじ馬の境どこに、新聞研究、(686)、p27－31.
7）今一生（2008）：現代高校生事情(41) 秋葉原無差別殺傷事件から学ぶこと、月刊高校教育、41(10)、p108－111.
8）川浦康至（2009）：秋葉原無差別殺傷事件ニュース伝播に関する学生調査、コミュニケーション科学、(29)、p191－210.
9）蘓原孝枝（2012）：高等学校教科書における精神障害者の記述、立正社会福祉研究、13(2)、p15-23.
10）(総編)見藤隆子、小玉香津子、菱沼典子（2011）：看護学事典(2)、日本看護協会出版会、東京.
11）(編)新村出（2008）：広辞苑第六版、岩波書店、東京.
12）岡田靖雄（2007）：精神鑑定書とその公開、PSYCHIATRY、46、p49－55.
13）フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）」、http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A7%8B%E8%91%89%E5%8E%9F%E9%80%9A%E3%82%8A%E9%AD%94%E4%BA%8B%E4%BB%B6、2013年11月3日確認.

Factors that the nursing student before studying psychiatric nursing hold the image of mentally disabled
— Through the analysis of the mass media that report on the social events —

Abstract

【Purpose of the Study】 The factor that the nursing students hold negative images to the mentally disabled is clarified by the analysis of the mass media that report on the social events.

【Method of the Study】 The articles published in the nationwide morning papers about "Akihabara indiscrimination bloodshed matter" were collected and counted. And the contents described in the newspaper articles were examined. In addition, six TV program columns in the nationwide morning papers about "Akihabara indiscrimination bloodshed matter" in a day were counted and examined.

【Results】 In the newspaper publishing article, it was only one that the related terminology of the mental disorder was published in June. It was described that the presence of "mental disorder" was related to the judgment of the criminal responsibility by "psychiatric examination". And the term "mentally-disabled person" was not described. In the television feature titles, the term "mental disorder" and "mentally-disabled person" was not used, and the titles were related to the clarified information.

【Conclusions】 In the newspaper publishing articles and the television feature titles, the contents to hold the negative image of the mentally-disabled person to nursing students were not described. However, there is a possibility that the negative image to the mentally-disabled person is formed depending on the large numbers of the reports in the television, stimulation to the audiovisual, and spread on the values through the person.

Key Words : social matters, mass media, mentally-disabled person, mental disorder, negative image